

# たつの市国民宿舎志んぐ荘 指定管理者募集要項

令和7年5月

たつの市産業部商工振興課

## 目 次

|    |                    |    |
|----|--------------------|----|
| 1  | 募集の目的              | 1  |
| 2  | 施設の概要              | 1  |
| 3  | 指定期間               | 2  |
| 4  | 施設の管理運営方針          | 2  |
| 5  | 管理の基準              | 2  |
| 6  | 指定管理者が行う業務の範囲      | 3  |
| 7  | 業務委託の制限            | 3  |
| 8  | 経費等に関する事項          | 3  |
| 9  | 施設の改修              | 3  |
| 10 | 応募の資格等             | 3  |
| 11 | 募集要項の配布等           | 4  |
| 12 | 指定申請書等の提出（1次審査用）   | 5  |
| 13 | 1次審査方法及び審査基準       | 7  |
| 14 | 事業計画書等の提出（2次審査用）   | 7  |
| 15 | 2次審査方法及び審査基準       | 8  |
| 16 | 指定管理者の指定及び協定に関する事項 | 9  |
| 17 | 指定管理者の履行責任等に関する事項  | 9  |
| 18 | 事業継続が困難となった場合等の措置  | 10 |
| 19 | その他                | 10 |
| 20 | 問い合わせ先             | 11 |

別紙1 管理備品一覧

別紙2 リスク分担表

(別添書類)

- 1 たつの市国民宿舎志んぐ荘指定管理者業務仕様書
- 2 たつの市国民宿舎志んぐ荘申請書類様式
- 3 たつの市国民宿舎志んぐ荘指定管理者選定審査基準表
- 4 たつの市国民宿舎志んぐ荘管理運営に係る収支実績表（令和3年度～5年度）
- 5 たつの市国民宿舎志んぐ荘関係図面（位置図、配置図、平面図）
- 6 たつの市国民宿舎事業条例、管理規則及び使用料徴収条例

## 1 募集の目的

たつの市国民宿舎志んぐ荘の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項及びたつの市国民宿舎事業条例（平成17年条例第196号。以下「条例」という。）第8条の規定により、以下のとおり国民宿舎志んぐ荘の管理運営を行う指定管理者を募集する。

## 2 施設の概要

### （1）概要

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施設名称 | たつの市国民宿舎志んぐ荘                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 所在地  | たつの市新宮町新宮 1093 番地                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 開設時期 | 昭和 38 年 7 月                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 敷地面積 | 8,182.61 m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 延床面積 | 12,979.42 m <sup>2</sup><br>(新館 6,081.77 m <sup>2</sup> 、本館 3,555.82 m <sup>2</sup> 、別館 3,341.83 m <sup>2</sup> )                                                                                                                                                                                                       |
| 建物構造 | 鉄筋鉄骨コンクリート造 11 階建<br>新館<br>11-6 階 客室<br>5 階 多目的ホール（400 名収容）<br>4 階 宴会場、配膳室<br>3 階 客室、会議室、岩風呂<br>2 階 喫茶、コインランドリー、カラオケルーム（2 室）<br>本館<br>5 階 客室<br>4 階 客室、宴会場、配膳室<br>3 階 レストラン、大広間（144 畳）、写真室、会議室<br>2 階 厨房<br>1 階 フロント、ロビー、売店<br>別館<br>7 階 多目的ホール（350 名収容）<br>6 階 客室<br>5 階 客室、ロビー、写真室、会議室、法事会場<br>4 階 宴会場、会議室<br>3 階 新浴場 |
| 駐車場  | 170 台（内 35 台は民間借地）                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 施設内容 | 定員数<br>客室数<br>宿泊 333 名、休憩 1,000 名<br>和室（バス・トイレ付）28 室<br>和室（トイレ付）24 室<br>洋室（バス・トイレ付）3 室<br>洋室（トイレ付）1 室<br>洋室（身障者用トイレ付）1 室<br>和室（バス・トイレ無）7 室                                                                                                                                                                              |

### （2）設置目的

西播丘陵県立自然公園内の自然環境を活かして、市民及び一般観光客の保健休養の利便を図るために設置している。

### （3）管理物品

管理備品一覧（別紙 1）に示す管理備品は、無償貸与する。

ただし、表中の所有区分欄に「○」を示しているものは、現指定管理者が導入管理している備品につき、使用するにあたっては、現指定管理者との別途協議が必要です。

なお、管理備品の取り扱いの詳細については、協定で定めるものとする。

### 3 指定期間

令和7年8月1日から令和12年3月31日までの4年8カ月間とする。

ただし、この期間は市議会での議決により決定する。

### 4 施設の管理運営方針

#### (1) 基本方針

指定管理者は、創意工夫に基づいた低廉で良質なサービスを提供し、市民及び一般観光客に対して気軽に利用できる身近なレクリエーション及び健康増進の場となるような施設とすることにより、福祉の向上と健康増進を図る。

#### (2) 維持管理・運営方針

- ① 関連法令等を遵守し、保健休養の増進等福祉の向上に寄与するとともに、たつの市（以下「市」という。）の観光振興に資するという設置目的に基づき、管理運営を行うこと。
- ② 公の施設であることを常に念頭に置いて、公平な運営を行うこととし、特定の個人又は団体等に対して、有利又は不利になるような取り扱いをしないこと。
- ③ 施設の衛生面には十分留意し、清掃を徹底すること。
- ④ 効率的かつ効果的な管理運営を行うこと。
- ⑤ 施設利用者の安全確保を図ること。
- ⑥ 個人情報の保護を徹底すること。
- ⑦ 地元団体・業者と連携、協働し、地域の産業・観光振興に努めること。
- ⑧ 現従業員の継続雇用及び、新規採用の地元雇用に努めること。

### 5 管理の基準

指定管理者は施設を運営するために、次の関連法令を遵守すること。

- ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ② 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）ほか労働関係法規
- ③ 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）
- ④ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ⑤ 消防法（昭和23年法律第186号）
- ⑥ 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ⑦ 旅館業法（昭和23年法律第138号）
- ⑧ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- ⑨ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ⑩ たつの市国民宿舎事業条例（平成17年条例第196号）、たつの市国民宿舎管理規則（平成17年規則第150号）、たつの市国民宿舎使用料徴収条例（平成17年条例第197号）
- ⑪ たつの市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年条例第4号）、たつの市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成18年規則第5号）
- ⑫ たつの市暴力団の排除に関する条例（平成24年条例第1号）
- ⑬ たつの市行政手続条例（平成17年条例第11号）
- ⑭ たつの市契約における適正な労働条件の確保に関する要綱（平成29年告示第37号）

⑮ その他業務に必要な法令

## 6 指定管理者が行う業務の範囲

たつの市国民宿舎志んぐ荘指定管理者業務仕様書（別添 1。以下「業務仕様書」という。）のとおり。

## 7 業務委託の制限

- （１）指定管理者は、業務の全部又は業務の主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- （２）指定管理者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

## 8 経費等に関する事項

### （１）利用料金に関する事項

法第 244 条の 2 第 8 項及び条例第 10 条の規定による利用料金制度を適用する。

### （２）指定管理料に関する事項

本施設の管理運営に要するすべての経費は、施設の使用料、物販販売収入、その他本施設を利用した収益事業等の収入及び市が支払う指定管理料をもって充てるものとする。なお、市が支払う指定管理料の限度額は、令和 7 年度は 3,500 万円（消費税及び地方消費税を含む。）、令和 8 年度から令和 11 年度までは各年度 5,000 万円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、指定管理者は 4 年 8 カ月の間に経営努力を行い、指定管理料を逡減することを期待するので指定管理料は提案によるものとする。

指定管理料の支払いは、各年度の収支計画書による提案に基づき市と指定管理者で協議し協定書で定めるものとする。

- ① 指定管理者の経営努力が収益に反映されるよう、利用料金収入や事業収入の増加、経費の削減などにより余剰金が生じた場合でも原則として指定管理料は精算しないものとする。また、利用料金収入の減少等により運営経費に不足額が生じて、市は補填を行わない。
- ② 事業計画書及び収支計算書の作成にあたっては、消費税額を含めて算定すること。

### （３）納付金に関する事項

指定管理者が、収益の一部を納付金として市に納入する場合は、その金額を提案すること。ただし、営業収支が赤字となる場合はこの限りではない。

## 9 施設の改修

市と指定管理者が必要と考える修繕において、指定管理者のノウハウの活用等により市が実施するよりも効率的、かつ効果的な修繕工事が期待できるものについては、双方協議のうえ、市に代わって指定管理者が修繕を実施する。なお、費用については市が負担し、その資産は市に帰属するものとする。

なお、指定管理者が必要と考える施設整備箇所については、事業計画書に記載しても差し支えない。

## 10 応募の資格等

申請ができる法人又は複数の企業等により構成された共同事業体（以下「事業体」という。）の資格は、次に掲げる事項のとおりとする。また、事業体で応募する場合は下記の点に留意すること。

- ① 事業体の名称を設定し、代表となる企業を選定すること。なお、代表企業及び構成企業の変更は原則として認めない。
- ② 事業体の構成企業は、他の事業体の構成企業となり、または単独で申請することはできない。
- ③ 事業体で応募する場合は、共同事業体協定書（任意様式）を提出すること。
- (1) 法人又は事業体は、旅館業法第2条の規定によるホテル営業又は旅館営業の許可を受けており、現在も類似の宿泊施設の経営を行っていること。
- (2) 申請法人又は事業体の構成企業及びその代表企業が次のいずれかに該当しないこと。
  - ① 法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあり、その取消しの日から2年を経過しない者
  - ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に抵触することになる者
  - ③ たつの市税（同市税が課税されていない法人又は事業体の構成企業及びその代表企業で市外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税）、県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
  - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
  - ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは、その統制の下にある団体
  - ⑥ 役員（監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当するものがある法人又は事業体の構成企業及びその代表企業
    - ア 成年被後見人又は被保佐人
    - イ 破産者で復権を得ない者
    - ウ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
    - エ 暴力団の構成員等
- (3) 市が実施する現地説明会に参加した者

## 11 募集要項の配布等

### (1) 募集要項

- ① 配布期間 令和7年5月30日（金）～令和7年6月12日（木）  
ただし、土曜日、日曜日を除く  
午前8時30分～午後5時
- ② 配布方法 たつの市のホームページ（<https://www.city.tatsuno.lg.jp/>）からダウンロードするか、配布場所で受け取り。（郵便での配布は行わない。）
- ③ 配布場所 たつの市産業部商工振興課商工振興係  
兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1

### (2) 現地説明会の実施

- ① 日 時 令和7年6月13日（金） 時間は別途連絡
- ② 集合場所 たつの市国民宿舎志んぐ荘1階ロビー
- ③ 内 容 施設概要の説明、施設見学
- ④ 申込方法 現地説明会参加申込書（様式第8号）に必要事項を記入し、FAX又は電子メールで令和7年6月12日（木）正午までに、たつの市産業部商工振興課に提出す

ること。なお、参加人数は、各応募者2名以内とする。

- ⑤ その他 現地説明会においては、公平性確保の観点から質疑応答は行わない。
- (3) 質問の受付

募集要項や仕様書等に関する質疑は、次のとおり受け付ける。

- ① 受付期間 令和7年6月2日(月)午前8時30分～令和7年6月16日(月)午後5時
- ② 受付方法 質疑がある場合、質問書(様式第9号)をFAX又は電子メールで提出すること。
- また、提出の際は、必ず電話で質問書の到着確認をすること。
- なお、受付期間外の提出及び適正な手続きによらない照会(口頭、電話等)には回答しない。
- ③ 宛 先 たつの市産業部商工振興課商工振興係
- FAX : 0791-63-3784
- E-mail : shokoshinko@city.tatsuno.lg.jp

- (4) 質問に対する回答
- 質問書に対する回答は、令和7年6月18日(水)に市のホームページにて公表する。
- なお、回答内容は、募集要項等の追加又は修正とする。

〈参 考〉募集から運営開始までの手順とスケジュール

| 内 容  |                    | 日 程                    |
|------|--------------------|------------------------|
| 応募関係 | 指定管理者募集要項の配布       | 令和7年5月30日から令和7年6月12日まで |
|      | 募集内容に関する質問の受付      | 令和7年6月2日から令和7年6月16日まで  |
|      | 現地説明会参加申込締切        | 令和7年6月12日 正午           |
|      | 現地説明会              | 令和7年6月13日              |
|      | 質問に対する回答           | 令和7年6月18日              |
|      | 申請書等の提出            | 令和7年6月19日から令和7年6月24日まで |
|      | 1次審査の結果通知          | 令和7年6月26日              |
|      | 事業計画書等の提出          | 令和7年6月27日から令和7年7月3日まで  |
|      | 指定管理応募者のプロポーザル     | 令和7年7月中旬               |
|      | 指定管理者の候補者の選定結果通知   | 令和7年7月中旬               |
|      | 指定管理者の指定(市議会による議決) | 令和7年7月下旬               |
|      | 指定管理者指定通知          | 令和7年7月下旬               |
|      | 基本協定の締結            | 令和7年7月下旬               |
|      | 指定管理者の事務引継、運営準備期間  | 令和7年7月下旬               |
|      | 年度協定の締結            | 令和7年8月1日               |
|      | 指定管理者による管理運営業務の期間  | 令和7年8月1日から令和12年3月31日まで |

## 12 指定申請書等の提出(1次審査用)

- (1) 申請書類(別添2申請書類様式参照)

指定管理者の指定を目的として申請しようとする法人又は事業体は、下記の書類を提出すること。

- ① たつの市公の施設指定管理者指定申請書(様式第1号)
- ② 誓約書(様式第2号)

- ③ 業務実績及び設定価格提案書（様式第3号）
- ④ 共同事業体協定書（任意様式）【事業体応募の場合】
- ⑤ 添付書類
  - ア 旅館業営業許可書の写し
  - イ 定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
  - ウ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書、その他経営内容を明らかにする書類
  - エ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書並びに収支予算書
  - オ 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類
  - カ 現に行っている業務種類及び概要を記載した書類
  - キ 法人にあっては当該法人の、法人以外の場合は代表者の国税、県税、市町村税の納税証明書（直近の1年分）  
 加えて、たつの市内に事務所又は事業所を設けている法人、及びたつの市内において指定管理を受けている法人が応募する場合は、本市に対する法人市民税の申告書（別表を含む）の写し（直近の3年分）
  - ク 代表者に係る身分証明書（法人の場合は、履歴事項全部証明書）  
 加えて、法人の代表者が、代理人を定める場合は、権限委任を証する書類
  - ケ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- ⑥ 事業体で申請する場合、アの書類については許可書を有する企業のみ添付し、イからケの書類は代表企業及び構成企業の全ての企業分を添付すること。

（2）提出部数等

各1部

（3）提出期間及び提出方法

- ① 提出期間 令和7年6月19日（木）～令和7年6月24日（火）  
ただし、土曜日、日曜日を除く
- ② 提出時間 午前8時30分～正午、午後1時～午後5時
- ③ 提出場所 たつの市産業部商工振興課商工振興係
- ④ 提出方法 上記の提出場所に持参又は郵送すること。（提出期間内に提出場所に必着のこと）  
また、郵送での提出の際は、必ず電話で到着確認をすること。

（4）応募者の失格

提出書類が提出期限を経過してから提出された場合は失格とする。

（5）申請に関する経費

申請に関する経費は、すべて申請者の負担とする。

（6）申請に関する留意事項

- ① 提出書類は、理由のいかんにかかわらず返還しない。
- ② 提出書類は、指定管理候補者の選定以外の用途には使用しない。
- ③ 提出書類は、たつの市指定管理者審査委員会（以下「審査委員会」という。）での審査のため必要に応じ複写するが、審査終了後市の責任で速やかに廃棄する。
- ④ 提出書類は、たつの市情報公開条例（平成17年条例第24号）の規定に基づいて開示する場合がある。



(7) 指定申請者がいない又は1者のみの場合の取扱い

- ① 指定申請者がいない場合は、本件募集を取り止める。
- ② 指定申請者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格の確認を行う。

### 13 1次審査方法及び審査基準

#### (1) 審査方法

1次審査は、提出された指定申請書等提出書類の書類審査後、業務実績及び設定価格に関し審査を行い、基準を満たす者を特定する。

1次審査の結果については、応募者に様式第7号審査結果通知書（1次審査）を送付する。

なお、審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。

【送付日：令和7年6月26日（木）】

#### (2) 審査基準

1次審査は業務実績及び設定価格に関し、次に掲げる審査項目により審査を行う。上位3者程度を2次審査の候補者として特定する。

| 審査項目          | 審査対象項目 | 審査基準                                                                                                                             | 配点 |
|---------------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 業務実績<br>(10点) | 様式第3号  | 同種・類似の業務について通算5年以上の実績があること。<br>(※同種・類似業務の実績等から、当該業務を遂行するのに必要な知識や経験の有無について審査するもの。)                                                | 10 |
| 設定価格<br>(80点) | 様式第3号  | 価格点＝（最安指定管理料（4年8カ月分の合計）÷提案する指定管理料（4年8カ月分の合計））×配点（80点）<br>※小数点第2位を四捨五入し、価格点とする。<br>※最安指定管理料は、全応募者から提案のあった指定管理料のうち、最も安かった指定管理料とする。 | 80 |

### 14 事業計画書等の提出（2次審査用）

#### (1) 申請書類（別添2申請書類様式参照）

- ① たつの市国民宿舎志んぐ荘指定管理者事業計画書（様式第4号）
- ② たつの市国民宿舎志んぐ荘自主事業に関する事業計画書（様式第5号）
- ③ たつの市国民宿舎志んぐ荘指定管理業務収支計画書（様式第6号）

#### (2) 提出部数等

17部

#### (3) 提出期間及び提出方法

- ① 提出期間 令和7年6月27日（金）～令和7年7月3日（木）  
ただし、土曜日、日曜日を除く。
- ② 提出時間 午前8時30分～正午、午後1時～午後5時
- ③ 提出場所 たつの市産業部商工振興課商工振興係
- ④ 提出方法 上記の提出場所に持参又は郵送すること。（提出期間内に提出場所に必着のこと。）  
また、郵送での提出の際は、必ず電話で到着確認をすること。

#### (4) 応募者の失格

提出書類が提出期限を経過してから提出された場合は失格とする。

(5) 申請に関する経費

申請に関する経費は、すべて申請者の負担とする。

(6) 申請に関する留意事項

- ① 提出書類は、理由のいかんにかかわらず返還しない。
- ② 提出書類は、指定管理候補者の選定以外の用途には使用しない。
- ③ 提出書類は、審査委員会での審査のため必要に応じ複写するが、審査終了後、市の責任で速やかに廃棄する。
- ④ 提出書類は、たつの市情報公開条例（平成17年条例第24号）の規定に基づいて開示する場合がある。

(7) 事業計画書等提出者がいない又は1者のみの場合の取扱い

- ① 事業計画書等提出者がいない場合は、本件募集を取り止める。
- ② 事業計画書等提出者が1者のみの場合は、当該1者について、審査委員会において評価を行う。

## 15 2次審査方法及び審査基準

(1) 2次審査の選定方法

2次審査として指定管理者の候補者の選定審査は、審査委員会で行う。

選定の審査は、提出書類の書類審査のうえ、プロポーザルを行う。

プロポーザルの日時、場所等については、提出期限後に別途通知する。

(2) 候補者の選定及び基準

指定管理者の選定は、選定審査基準表（別添3）により行い、1次審査による審査点を審査員ごとに加え、審査員の総合計得点が得点率6割以上を有する最高得点者を最適候補者として市に報告する。

(3) 候補者の決定及び通知

市は、審査委員会による選定結果報告を尊重し指定管理者の候補者を選定し、全応募団体に結果を文書で通知する。

(4) 審査対象からの除外

- ① 審査に対し不当な要求等を申し入れた場合
- ② 審査委員会委員に個別に接触した場合
- ③ 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ④ 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ⑤ 提出書類提出後に事業計画の内容を変更した場合
- ⑥ その他不正な行為があった場合

(5) 再度の選定

指定管理者に指定されるまでの間に、当該候補者を指定管理者としない事情が生じたときは、審査において次点となったものから順に候補者を決定できるものとする。

(6) 選定結果

上記の基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人又は事業体を、指定管理予定者に選定します。選定結果については、事業計画書等提出者数、事業計画書等提出者名及び審査結果得点（ただし、事業計画書等提出者が2者の場合は1位の得点のみ）を、申請者全員に書面で通知するとともに、たつの市ホームページで公表する。

## 16 指定管理者の指定及び協定に関する事項

### (1) 指定管理者の指定

市は、指定管理者の候補者に選定された法人又は事業体について、たつの市議会の議決を経た後、当該候補者を指定管理者に指定する。

### (2) 協定の締結

指定管理者の指定を受けた法人又は事業体は、市と国民宿舎志んぐ荘の管理に関する協定を締結する。

協定の主な内容は、次のとおりとする。

- ① 協定の目的
- ② 指定期間
- ③ 業務の範囲と実施条件に関する事項
- ④ 業務の実施に関する事項
- ⑤ 管理物件の扱いに関する事項
- ⑥ 業務実施に係る市の確認に関する事項
- ⑦ 指定管理料、納付金及び利用料金に関する事項
- ⑧ 損害賠償及び不可抗力に関する事項
- ⑨ 指定期間満了に関する事項
- ⑩ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑪ 個人情報取扱に関する事項
- ⑫ 適正な労働条件の確保に関する事項
- ⑬ その他管理業務の実施に当たって必要な事項

### (3) 協定後の留意事項

- ① 指定管理者の指定を受けた法人又は事業体が、協定の締結までに法第244条の2第11項に規定する指定の取消しの処分を受けた場合又は関係条例に違反した場合、その指定を取り消すことがある。
- ② 協定を締結した後、指定管理者の責めに帰すべき事由で協定を解除する場合は、協定書において定める額を違約金として市に支払わなければならない。

## 17 指定管理者の履行責任等に関する事項

### (1) 事業報告書等の作成及び提出

指定管理者は、業務仕様書（別添1）に基づき、事業報告書等を作成し、市に提出すること。

### (2) 業務報告の聴取等

市は、指定管理者に対し、その管理する業務及び経理の状況に関し、定期的に報告を求め、業務等の実施状況を確認するため、実地に調査し、又は必要な指示をすることができるものとする。

### (3) 責任分担

経費負担の詳細については、リスク分担表（別紙2）のとおりとする。

### (4) 損害賠償

指定管理者は、故意又は過失により、国民宿舎志んぐ荘の施設又は設備をき損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

### (5) 第三者への賠償

指定管理者の責めに帰すべき事由により施設利用者等第三者に損害が生じた場合、指定管理者はその損害を賠償しなければならない。

(6) 保険への加入

指定管理者は、その管理する業務の実施にあたり、自らのリスクに対して、適切な保険等に参加するものとする。

## 18 事業継続が困難となった場合等の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、市長は指定管理者の指定の取消しを行うことができるものとする。その場合において、指定管理者に損害が生じて、市はその賠償の責めを負わない。

なお、指定管理者の責めに帰すべき事由とは、次のとおり。

- ① 指定管理者の業務実施に際し不正行為があった場合
- ② 指定管理者が虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告を拒んだ場合
- ③ 協定の内容を履行せず、又は公の施設を運営するための関連法令等及び協定に定める規定に違反した場合
- ④ その他指定管理者の責めに帰すべき事由により、市が指定管理者として不相応と判断した場合

(2) 不可抗力等による場合

風水害や地震等により不可抗力が発生した場合、指定管理者は、不可抗力の影響を早期に除去するよう適切に措置しなければならないが、不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合には、業務継続の可否について、市と協議するものとする。

協議の結果、やむを得ないと判断された場合、市長は指定の取消しを行うものとする。

## 19 その他

(1) 業務の引継ぎ

指定管理者は、指定期間終了又は、指定の取消し等により、市又は次期指定管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

(2) 原状回復義務

指定管理者は、指定が終了したときは、国民宿舎志んぐ荘の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承諾を得た場合は、この限りではない。

(3) 納税義務

指定管理者は、法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性があるため、総務部市税課又は所轄の税務署に問い合わせること。

(4) その他業務の実施条件等

その他業務の実施条件、業務の実施、緊急時の対応、利用料金、指定又は指定の取消し等に係る具体的な取扱いや細目的な取決めについては、協定で定めるものとする。

(5) 大規模災害時における指定避難施設の指定について

市では、志んぐ荘を地震等の大規模災害が発生した場合の指定避難所としている。指定管理者は、大規模災害の発生時には、住民等の避難を受け入れる体制をとることとし、市職員の災害対応活動にも協力すること。

## 20 問い合わせ先

|        |                                |
|--------|--------------------------------|
| 住 所    | 〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1  |
| 担当部署   | たつの市産業部商工振興課                   |
| 電 話    | 0791-64-3158                   |
| F A X  | 0791-63-3784                   |
| E-mail | shokoshinko@city.tatsuno.lg.jp |